

**(令和2年4月1日から適用されるもの)**

- ⑩生産指標要件緩和（1ヶ月の売上高又は生産量が前年同月と比べ5%以上低下。従前は10%以上低下）
- ⑪雇用保険被保険者でない労働者の休業等も助成の対象に含める
- ⑫助成率を4/5（中小企業）、2/3（大企業）（解雇等を行わない場合は9/10（中小企業）、3/4（大企業）とする）従前は2/3（中小企業）、1/2（大企業）
- ⑬教育訓練の加算額を2,400円（中小企業）、1,800円（大企業）とする（従前1,200円）
- ⑭支給限度日数（1年間100日）とは別に緊急対応期間（4/1～6/30）中の休業等の日数を使用できる
- ⑮自宅での教育訓練等を可能とする
- ⑯半日教育訓練と半日就業を可能とする
- ⑰風俗関連事業者も限定なく対象とする

## ※教育訓練の内容拡充

（接遇・マナー研修、パワハラ・セクハラ研修、メンタルヘルス研修又自宅等でインターネット等を用いた訓練等も対象）

**◎ 助成金額の算定はどのように行われるのでしょうか。**

- Ⓐ 事業主が従業員に支払った休業手当に対して助成します。具体的には、事業所の1日の平均賃金額に、①休業手当支払率（60%～100%）と②助成率（特例：中小企業4/5、大企業2/3解雇等を行わない場合は9/10（中小）、3/4（大企業））を掛けて1日当たりの助成額単価（上限8330円）を求め、この助成額単価に従業員を休業させた休業延べ日数を掛けた総額が助成額となります。「1日の平均賃金額」は前年度の雇用保険料の算定基礎となる賃金総額等を従業員数（前年度月平均雇用保険被保険者数）と1年間の所定労働日数で割ります。

例 1か月（判定基礎期間）の助成額の計算（中小企業で解雇していない場合）

1日平均賃金額12,000円×休業手当支払率100%×助成率9/10=8,330円（上限）

従業員10人、月所定労働日が20日の会社において5人ずつ交替で毎日休業実施

5人×20日=100日 @8,330×100日=助成額833,000円

**◎ 例えば、令和2年5月1日から休業を予定している場合、どの時点の生産指標を比べればいいですか。**

- Ⓐ 今回の特例の場合、計画届を提出した日の前月の生産指標と前年同月の生産指標を比較し、5%以上減少していれば、助成金の対象となります。

例 5月休業実施 6月に計画届を提出（事後）

→令和2年5月分と令和元年5月分の比較

5月休業実施 5月に計画届を提出（同時）

→令和2年4月分と平成31年4月分の比較

5月休業実施 4月に計画届を提出（事前）

→令和2年3月分と平成31年3月分の比較

（令和2年4月22日現在）

雨でフォークリフトが滑る!



塗る防滑

ヒヤリハットを無くそう!

早川建設株式会社

刈谷市井ヶ谷町中ノ嶋22

TEL (0566)36-5527

http://www.hayajin.co.jp

詳しくはお問合せ下さい

会計・税務のトータルサポート

みどり経営グループ

代表社員税理士 天野卓男  
社会保険労務士 守山暁子

資金繰り応援団

資金繰りの改善をお手伝いするとともに  
黒字経営の支援を行います。

ミッドランド税理士法人

相続・事業承継・創業支援 etc お気軽に相談下さい

刈谷市幸町2-3-3

電話 0566-23-3240 FAX 0566-22-9544

URL: <http://www.midori-keiei.com>

Ondesk

◇運動会・夏祭り・展示会  
各種イベント企画・設営

◇ディスプレイ看板製作

◇スポーツ施設工事

防球ネット・ゴルフネット  
公園・学校体育施設  
(愛知県知事許可 般28第27192号)

株式会社 スポーツマネージメント

〒448-0813 愛知県刈谷市小浜江町古浜田3-4  
TEL (0566)23-3751 FAX (0566)24-2557  
『HP』 <http://www.supomane.com> 『E-mail』 [info@supomane.com](mailto:info@supomane.com)